

監 事 監 査 報 告 書

令和6年5月22日

学校法人 神奈川経済専門学校
理 事 長 奥 田 経 男 殿

学校法人 神奈川経済専門学校

監 事 津 山 隆 雄

監 事 大 木 恵 子


私たちは、学校法人神奈川経済専門学校の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における会計制度の整備及び運用の状況並びに資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表並びに学校法人の業務執行状況について監査を行った。

1 会計制度の整備及び運用の状況について

監査の結果、会計制度の整備及び運用の状況は、妥当であると認める。

寄附行為第36条第1項及び経理規程第48条の規定のとおり会計年度終了後2月以内に決算の確定を行っている。

令和5年度は、神奈川経済専門学校、相模原ビジネス公務員専門学校、学校法人と3つに分かれた4年目の決算であった。昨年度に引き続き令和6年5月1日（最終確認日）まで公認会計士・税理士の岡本由美子先生からの会計指導を受けて適切な決算処理を行っている。

2 資金収支計算書について

資金収支計算書は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われている。

資金収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めることころに従っている。

3 事業活動収支計算書について

事業活動収支計算書は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われている。

事業活動収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めることころに従っている。

4 貸借対照表について

全ての資産及び負債は、学校法人会計基準の定めるところに従って正しく計上されている。

基本金及び消費収支差額は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されている。

5 学校法人の業務執行状況について

業務執行状況については、学校法人の諸規程及び各分掌に従い、適切に行われている。